

# 重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

対象税目：軽油引取税（地方税）

## ① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 重要影響事態安全確保法等（重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法）に基づく後方支援活動において、自衛隊が“自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置”の下で調達した、軽油引取税が免税された軽油を外国軍隊等に提供する場面が想定される。
- 現行税制では、自衛隊がACSA協定締結国以外の第三者に免税軽油を提供する場合には、当該譲渡に先立ち都道府県知事の承認を得る必要があり、あわせて軽油引取税が課税（みなし課税）されることとされている。本特例措置がない場合、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動を行う際に、地方税納税に係る予算措置及び関係事務が生じ、適時適切な後方支援活動の実施に支障をきたすおそれがある。

## 当該措置の政策体系における位置づけ

- 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。  
基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出  
②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾  
③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除  
政策分野：1 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み  
施策：1 国際平和協力活動等

## ② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7  
創設年度：平成29年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 自衛隊が調達した軽油のうち、船舶の動力源として用いる軽油は、“自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置”により軽油引取税が免税されている。具体的には、自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けている。（この軽油を以下「免税軽油」という。）
- 当該特例措置の下で調達した免税軽油を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなし課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。
- 本制度は、当該免税軽油について、重要影響事態安全確保法等（重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法）に基づき外国軍隊等に提供する場合、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通提供することを目的としている。

## 減収額

年度	実績なし
金額（億円）	

## ③ アクティビティ

- 重要影響事態安全確保法等に基づき、同盟国・同志国等の軍隊等に対し、自衛隊が保有する免税軽油の提供を実施する。
- 提供にあたり、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認に係る調整を不要とすることで、現場における迅速かつ円滑な後方支援活動を可能とする。

## ④ アウトプット

年度	対象となる事態の発生実績がないため、実績なし
件数	
適用額（億円）	

# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○課税免除・都道府県知事による第三者譲渡にかかる事前承認の免除 → 軽油提供に係る事務・時間・財政負担の排除 → 現場での迅速な後方支援が可能
⑤ 短期アウトカム	○外国軍隊等への軽油提供に係る即応性の確保 指標：軽油提供時に追加的な税負担・事前承認が不要であること 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○即応的後方支援 → オペレーションの円滑化 → 同盟国・同志国との協力の実効性向上
⑥ 中期アウトカム	○後方支援活動の効率的実施・諸外国との安全保障協力の円滑化 指標：国家安全保障戦略等に掲げる目標との整合性 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○平素からの協力の積み重ね → 抑止力・対処力の向上
⑦ 長期アウトカム	○我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保 指標：制度上の支障なく後方支援が実施可能であること 目標値：必要時に遅滞なく提供可能な制度状態を維持 対象期間：措置適用期間中

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
過去の適用実績（実績なし）	定量的なデータがないため定性的分析に用いた。
制度設計	
関係法令・戦略3文書	

●分析手法：定性的分析（制度設計・政策目的の整合性）  
 選定理由：本特例措置によってアウトカムが増減する性質のものではないため、制度設計が政策目的を阻害しない状態を確保しているかを確認する観点から、定性的分析を採用した。

## 【分析内容】

- 本特例措置は、重要影響事態法等に基づく後方支援活動における迅速かつ円滑な軽油提供を確保することを目的として、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認を免除する制度設計となっている。
- 後方支援活動における軽油提供の必要性は、本特例措置が適用される事態の性質上、発生時期・規模を事前に見積もることが困難であるが、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処の実効性を制度的に担保しておくことが、事態緊迫時の我が国の安全の確保に不可欠であるとともに、同盟国・同志国等との安全保障協力の円滑化、ひいては地域の抑止力・対処力の強化につながるため、政策目的と整合している。

## ○ 評価等

① 各アウトカムの達成状況	短期	中期	長期
○ 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処の実効性を制度的に担保できた。			
② 達成できていない場合の要因	短期	中期	長期
-			
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税免除により迅速な後方支援を可能とする制度的効果がある。</li> <li>○ 軽油引取税のみなし課税が発生しないことにより、防衛省における予算措置及び地方自治体における租税事務を免ずることによる作業負担が軽減する。</li> </ul>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本特例措置がない場合、みなし課税が発生し、予算措置及び第三者譲渡について知事の事前承認等が必要である。</li> <li>○ また、重要影響事態等が発生した際に、特例措置がなければ迅速な後方支援が困難となる恐れがある。</li> <li>○ よって、租税特別措置が妥当である。</li> </ul>		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処の実効性を制度的に担保しておくため、引き続き免税措置とする必要がある。</li> <li>○ 加えて、重要影響事態安全確保法等は時限のある法ではなく、これらに基づく物品（軽油）の提供は、将来にわたり想定されるものであるため、免税軽油の譲渡に係る免税措置の恒久化が妥当であると考える。</li> </ul>		

主担当部局：防衛装備庁装備政策部装備政策課

共管担当部局：防衛政策局防衛政策課、防衛政策局運用政策課、統合幕僚監部首席参事官